

平成16年度 第3回

# 石狩市市民参加制度調査審議会

平成17年3月22日 18時30分  
石狩市役所5階 第1委員会室

= 会 議 次 第 =

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 答申内容について
- (2) 16年度市民参加手続の状況
- 3 そ の 他
- 4 閉 会

## 配 布 資 料

資料 1	平成 15 年度市民参加手続の実施・運用状況について（答申）【素案】	2
資料 2	平成 16 年度市民参加手続の実施状況	5
資料 3	H 16 制定（改正）条例・規則等一覧（市民参加手続関連）	8
資料 4	審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況	10
資料 5	パブリックコメント手続の実施状況	14
資料 6	平成 16 年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況	17
資料 7	傍聴者からの意見・感想について	21

平成 17 年 3 月 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長 佐 藤 克 廣

平成 15 年度市民参加手続の実施・運用状況について（答申）【素案】

平成 16 年 12 月 17 日付け石企調第 327 号で諮問を受けた標記について、当審議会の意見は下記のとおりです。今後とも行政活動への市民参加の推進に向け、市民の声を活かす条例で定めるルールを遵守するとともに、市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かすという条例制定目的ののっとり、全庁が一丸となって取り組まれることを期待いたします。なお、今後は当審議会への諮問時期について十分な配慮を払われるよう強く望むことを申し添えます。

記

1 市民参加手続の実施・運用状況について

平成 15 年度は 49 案件について 59 の市民参加手続が行われましたが、条例で定めているにもかかわらず市民参加手続が行われなかった事例も 2 件ありました。このことについて検討した結果、いずれも手続を行わない正当な理由があるとは認められませんでした。市民参加手続の実施は、市民の声を活かした行政活動を行うための基本的かつ最低限のルールです。再度このことを全職員が確認した上で、適切に市民参加手続が行われるような対策を検討する必要があると思われます。

（ 1 ）市立幼稚園保育料の入園及び退園等に関する取扱規定の改正について

この改正は保育料の減免を定めるものであり、担当所管は時限的・受益的な措置であることから手続不要と判断したようです。しかし、受益者負担と税負担との関係や減免対象となる場合とならない場合とのバランスなどについて広く市民の意見を聴く意義があったと認められることから、当審議会としては、条例の定めるところにより市民参加手続を行うべきであったと判断しました。

（ 2 ）ディスプレイ排水処理システム新設等要綱の制定について

この要綱は行政指導の基準としての性格を持つものですが、担当所管はどういう場合に市民参加手続が求められるのかを理解していなかったために手続を行わなかったものです。平成 14 年度においても同様の理由により市民参加

手続が行われなかった事例がありましたが、制度の無知による事故はいかなる理由があっても容認できません。

## 2 市民参加手続に関する情報の提供について

市民参加を進めるためには情報という基盤が欠かせません。このため、市民の声を活かす条例では、市民参加手続に関する各種の情報提供ルールを定めており、審議会等の予定公表もそのひとつです。しかし、14年度よりも減ったとはいえ、相変わらずうっかりミスによる公表漏れがあるほか、予定の公表が開催日直前になるケースも散見されます。開かれた審議会審議を実現するために、適切な時期に予定を公表することが必要です。

## 3 パブリックコメントに寄せられた意見の検討について

平成15年度は、福祉のまちづくり条例に関するパブリックコメントに対して、防犯通報装置の全市的な設置を提案する意見が提出されました。これに対しては、この条例は防犯がテーマではなく、そうした装置を市の負担で設置することは困難、という検討結果となりました。

このように、パブリックコメントには、そのテーマとなっている案件の範囲を超えて、提言的な要素を含む意見が提出されることがありますが、「市民の知識、経験、感性等をまちづくりに活かす」という市民の声を活かす条例の目的を踏まえるなら、こうした意見についてもまずは一部分でも活かすよう模索することも大切と考えます。

このケースで言えば、防犯の充実が重要な行政課題であるという認識を示した上で、意見に込められた願いを何らかの形で防犯の取組みの中で活かそうとするような姿勢を示すこともできたのではないかと思います。また、市役所が意見に対してこのように真剣に向き合っていることを示すことは、長期的にはパブリックコメントへの意見提出を増やす効果も期待できるものと思われま

## 4 第一次市民参加制度調査審議会答申（提言）の取扱いについて

第一次市民参加制度調査審議会でも指摘された、市民参加手続の実施に関する初歩的なミスや、市民参加に対する職員意識の低さは、平成15年度においては若干改善されていますが、まだ満足できるレベルには達していません。これらを根本的に改善するのは容易なことではないと思われま

答申書（素案）に対する委員意見

修正等意見	事務局対応案
<p><b>【椿委員】</b>            字句のみでいえば、1（1）の「市立幼稚園の入園及び退園等に関する規定改正について」中の「規定」とは、規則としての正式名を指したのか（そうだとすれば「規程」が正しいのではないか）、又は当該規則の改正部分である条文を略記的に示したのか、明確にしたほうがよいと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、規則としての正式名を指したものであり、「…規程」が正しいので修正。</p>
<p><b>【志摩委員】</b>            （素案第4項に関連した第1次審議会の提言に対する対策意見）            条例の趣旨から、市民参加手続の充実及び市民意見の積極的把握が重要ですが、この件について、前回の審議会の提言で広報・情報公開と公聴・市民参加推進部門統合一元管理が効果的、効率的であると提言したことについて、現在あり方について検討中という回答です。一年有余経過しており、早期に具体的な組織体制を確立されるよう要望いたします。            石狩市の市民の声を活かす条例をより実効あるものにするためにも、住民の支援・協力を求め、住民の声をより反映出来るよう、業務・組織の強化が第一という行政姿勢が求められているからです。</p>	<p>組織体制の検討状況は第2回審議会資料のとおりであり、17年10月までに明確な方向性を定める予定。</p>

「異存なし」などの意見は省略

## 資料2 平成16年度市民参加手続の実施状況

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
総務課	平成16年度石狩市表彰被表彰者の決定	審議会等	10月4日	表彰審査委員会	7
総務課	訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱いについて	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
地域情報推進担当	地域情報化計画の策定	パブリックコメント	5月31日		0
情報管理課	個人情報保護条例(自己情報の利用停止請求権等)及び情報公開・個人情報保護審査会条例(秘密保持に係る委員の罰則)の改正	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
情報管理課	指定管理者が保有する個人情報等の取扱いについての検討	審議会等	5月18日	情報公開・個人情報保護審査会	5
情報管理課	合併に伴う個人情報の収集及び提供について	審議会等	2月24日	情報公開・個人情報保護審査会	5
ISO・防災担当	地域防災計画の改定	審議会等	3月1日	防災会議	30
ISO・防災担当	水防計画の改定	審議会等	3月1日	防災会議	30
企画調整課	厚田村・浜益村との合併	その他	9月30日	アンケート	5,939
		公聴会	9月26日		4
事業評価担当	平成16年度事業評価(試行)の作業中間報告について	パブリックコメント	12月27日	担当課の評価結果に対する意見募集	2
企画調整課	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価	審議会等	3月22日	市民参加制度調査審議会	15
協働推進・男女共同参画担当	いしかり男女共同参画プランの見直しの検討	審議会等	5月31日～	男女共同参画推進委員会	14
財政構造改革担当	財政構造改革における取り組み事項の検討	パブリックコメント	6月30日		0
財政構造改革担当	新たな補助金システムの検討	パブリックコメント	8月31日		0
市民課	乳幼児医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
市民課	重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
市民課	老人医療費助成事業の見直し	審議会等	4月30日	社会福祉審議会	16
税務課	土地台帳情報の農地基本台帳への活用についての検討	審議会等	11月1日	情報公開・個人情報保護審査会	5
環境課	地球温暖化対策推進計画の策定	その他	11月16日	環境市民会議での検討	5
		その他	12月2日	事業者との意見交換会	10
		審議会等	11月16日	環境審議会	14
		パブリックコメント	1月6日		0
環境課	記念保護樹木の指定解除の検討	審議会等	7月21日	環境審議会	14
環境課	騒音・振動規制地域の変更について	審議会等	9月27日	環境審議会	14

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
ごみ対策課	「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報の目的外について	審議会等	1月27日	情報公開・個人情報保護審査会	5
ごみ対策課	石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱の制定について	パブリックコメント	3月31日		実施中
ごみ対策課	ごみ収集方法及び処理費用負担のあり方について	審議会等	2月23日～	環境審議会	5
みどりの課	森林整備計画の変更	その他	12月15日	所有者意見交換会	0
		縦覧・意見書提出	2月14日		0
みどりの課	都市公園条例の改正について	パブリックコメント	3月31日		実施中
福祉総務課	地域福祉計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
こども支援計画担当	次世代育成計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
福祉総務課	障がい者計画の策定	審議会等	2月23日	社会福祉審議会	16
		パブリックコメント	1月31日		3
介護保険課	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の検討	審議会等	12月17日～	介護保険事業計画等作成委員会	15
福祉生活課	高齢者福祉事業の見直し	審議会等	12月22日	社会福祉審議会	16
介護保険課	要介護・要支援の認定	審議会等	毎週開催	石狩地区介護認定審査会	15
維持管理課	市民・事業者・市の協働による雪対策システムの検討	ワークショップ	8月26日～	雪対策市民協議会での検討	64
都市計画課	用途地域の定期見直しに関する都市計画変更(用途地域、準防火地域、高度地区、地区計画、特別用途地区)	その他	7月8日	説明会(意見聴取)	74
		縦覧・意見書提出	8月26日		0
		審議会等(道決定)	9月3日	都市計画審議会	10
		縦覧・意見書提出	1月25日		0
		審議会等(市決定)	2月14日	都市計画審議会	10
土地・河川担当	中心核複合ビル用地貸付事業者等の決定	審議会等	10月18日	プロポーザル選定委員会	6
区画整理担当	開発行為許可申請等手数料の新設について	審議会等	11月10日	使用料、手数料等審議会	10
商工労働観光課	小規模企業活性化資金融資制度の損失補償の審査	審議会等	随時開催	融資制度損失補償審査委員会	5
商工労働観光課	保養センター条例施行規則の一部改正	パブリックコメント	8月25日		0
商工労働観光課	(仮称)観光センター条例の制定	パブリックコメント	11月1日		0
企業誘致室	石狩市企業立地推進条例の制定について	パブリックコメント	2月10日		3
企業誘致室	石狩市企業立地推進条例施行規則の制定について	パブリックコメント	3月18日		実施中

担当課	市民参加手続のテーマ	手続の内容	終了月日	その他の内容・備考	参加者
工務課	上水道広域化施設整備事業の再評価	審議会	11月18日	水道事業運営委員会	10
		パブリックコメント	11月1日		1
下水道管理課	公共下水道使用料の改定	審議会等	10月13日	下水道事業運営委員会	8
下水道建設課	公共下水道事業計画の変更	縦覧・意見書提出	9月1日		0
管理課	小学校及び中学校の規模・配置等検討	その他	16年1月14日～	小学校及び中学校の規模・配置等検討会	18
管理課	南線小学校環境整備検討	その他	1月18日	南線小学校環境整備検討会	11
管理課	学校開放使用料(緑苑台小学校)の新設について	審議会等	11月16日	使用料、手数料等審議会	10
学校教育課	平成16年度奨学生の選考	審議会等	5月24日	奨学審議委員会	11
学校教育課	就学援助制度の見直し	パブリックコメント	12月24日		6
スポーツ・青少年課	青少年問題対策推進方針の策定	審議会等	10月26日	青少年問題協議会	21
スポーツ・青少年課	「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提出について	審議会等	1月27日	情報公開・個人情報保護審査会	5
社会教育課	平成16年度石狩市教育委員会芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の決定	審議会等	12月20日	教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会	9
社会教育課	平成16年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業の決定	審議会等	11月9日	社会教育委員の会議	10
給食センター	今後の学校給食のあり方についての検討	審議会等	16年2月4日～	学校給食センター運営委員会	14
文化財課	市指定文化財旧長野商店活用方針の検討	審議会等	9月8日～	文化財保護審議会	8
地域教育推進室	教育プラン後期基本計画の策定	審議会等	6月7日～	教育プラン後期基本計画策定委員会	15
		その他	8月25日～	教育フォーラム	53
地域教育推進室	(仮称)子どもの読書活動推進計画の策定	審議会等	6月7日～	教育プラン後期基本計画策定委員会	15
		その他	8月25日～	教育フォーラム	53
農業委員会事務局	標準小作料(平成17～19年度)の設定	審議会等	3月16日～	標準小作料設定協議会	13
合計	59案件	73手続			6,757



### 資料3 H16制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連)

条例(H17年2月分まで)

	令 達 年月日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
1	16.4.1	市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例(一部改正) 個人市民税均等割2,500円を3,000円に、専業主婦の均等割非課 税措置廃止など	規則8条1号により不要 (地方税法)	
2	16.6.30	証明等手数料条例(一部改正) 船員手帳の交付等手数料1,900円を1,950円に	規則8条1号により不要 (船員法関係手数料令)	
3	16.6.30	市税条例(一部改正) 個人市民税所得割の老年者控除の廃止	規則8条1号により不要 (地方税法)	
4	16.6.30	老人医療費の助成に関する条例(一部改正) 助成対象年齢を68歳から段階的に引き上げ、H19年度末で助成 制度を廃止	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
5	16.6.30	重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例(一 部改正) 1割の自己負担導入など	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
6	16.6.30	乳幼児医療費給付条例(一部改正) 通院助成対象年齢の引き上げ、1割の自己負担導入など	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に 基づく手続)	
7	16.9.29	情報公開条例、個人情報保護条例(一部改正) 公の施設への指定管理者制度導入に伴い、指定管理者が保有 する情報の公開と個人情報保護義務を課す	情報公開・個人情報保護 審査会	
8	16.12.3	石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票 条例(制定)	直接請求によるものなので 市民参加手続は不可能	
9	16.12.22	個人情報保護条例、情報公開・個人情報保護審査会条例(一部改 正) 個人情報の存否応答拒否、自己情報利用停止請求権、罰則規定 の追加など	情報公開・個人情報保護 審査会	
10	16.12.22	総合保健福祉センター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
11	16.12.22	老人デイサービスセンター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
12	16.12.22	寿の家条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
13	16.12.22	保養センター条例(一部改正) 指定管理者制度導入に伴い、開館時間・休館日の規定を規則か ら移す	規則8条3号により不要 (実質的な変更なし)	
14	16.12.22	観光センター条例(新設) 開館時間・休館日、入館制限など、観光センターの利用条件を定 める	パブリックコメント(意見0)	
15	16.12.22	開発行為許可申請手数料条例(新設) 北海道からの権限委譲に伴い、市が行う開発許可の申請手数料 を新設	使用料、手数料等審議会	
16	16.12.22	下水道条例(一部改正) 下水道使用料の引き上げ	下水道事業運営委員会	
17	16.12.22	市立学校施設使用料条例(一部改正) 緑苑台小学校特別教室の開放開始に伴う使用料の設定	使用料、手数料等審議会	

規 則(H17年2月分まで)

	公 布 年 月 日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
1	16.6.30	福祉のまちづくり条例施行規則(新設) 事業者に一定水準での整備に努める義務を課し、市民に利用妨害行為を禁じる「公共施設等」などの範囲を定める	条例は15年度に審議会・PC実施	
2	16.9.7	保養センター条例施行規則(一部改正) 定休日を「第2・4火曜日」から「第4火曜日」に変更	パブリックコメント(意見0)	
3	16.9.30	重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(一部改正) 条例改正に伴い、医療費助成の対象となる所得基準額、一部負担金の額、基本利用料の自己負担限度額を定める	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に基づく手続)	
4	16.9.30	乳幼児医療費給付条例施行規則(一部改正) 条例改正に伴い、一部負担金の額、基本利用料の自己負担限度額を定める	社会福祉審議会 (社会福祉審議会条例に基づく手続)	

要 綱、要 領、基 準(H17年2月分まで)

	令 達 年 月 日	件名及び主な新設(改正)規定	備考(市民参加手続等)	問 題
		該当なし		

資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況(平成16年度)

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ・ ボ ー ド	広 報	会議録	傍 聴
1	総務課	政治倫理審査会	1	9/2		×	8/26	8/26	11	9/6	0
2	総務課	表彰審査委員会	1	10/4	×		9/27	-	12	2/9	-
3	行政管理課	特別職報酬等審議会									
4	行政管理課	公務災害補償等審査会									
5	行政管理課	行政改革懇話会	1	2/14		×	2/7	2/3			2
6	情報管理課	情報公開・個人情報保護審査会	1	5/18			5/12	5/7	7	6/18	0
		情報公開・個人情報保護審査会	2	11/1			10/28	10/21	1	11/18	0
		情報公開・個人情報保護審査会	3	1/27			1/25	1/13	3	2/23	1
		情報公開・個人情報保護審査会	4	2/24			2/17	2/17			0
7	ISO・防災担当	防災会議	1	3/1		×	2/17	2/17	5	3/2	0
8	企画調整課	総合開発計画策定審議会									
9	企画財政課	使用料・手数料等審議会	1	11/10			11/1	10/28	1	11/30	0
10	協働推進・男女共同参画担当	男女共同参画推進委員会	1	5/31			5/27	5/20	7	6/16	3
		男女共同参画推進委員会	2	2/25		×	2/18	2/17			1
11	企画調整課	市民参加制度調査審議会	1	12/17			12/7	12/9	2	1/28	2
		市民参加制度調査審議会	2	2/4		×	1/31	1/31			2
		市民参加制度調査審議会	3	3/22		×	3/10	3/10			
12	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	1	6/22		×	6/23	6/17	8	7/20	0
13	市民生活課	生活安全推進協議会	1	11/30		×	11/29	11/25	1	12/3	0
		生活安全推進協議会	2	3/23		×	3/15	3/17			
14	市民生活課	コミュニティセンター運営委員会	1	9/29		×	9/3	9/2	11	10/27	0
		コミュニティセンター運営委員会	2	3/24		×	3/7	3/10			
15	環境課	環境審議会	1	7/21			7/12	7/8	9	8/12	0
		環境審議会	2	9/27			8/16	8/19	11	11/4	1
		環境審議会	3	10/18			10/8	10/7	12	11/4	0

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
15	環境課	環境審議会	4	11 / 16		×	11 / 5	11 / 11	1	12 / 13	1
		環境審議会	5	1 / 25		×	12 / 27	12 / 29	3	2 / 1	1
		環境審議会	6	2 / 23			2 / 18	2 / 17		3 / 16	2
16	海浜植物保 護センター	石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	1	5 / 21		×	5 / 7	5 / 7	7	6 / 10	0
		石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	2	11 / 19		×	11 / 11	10 / 21	1	11 / 26	0
		石狩浜海浜植物保護センタ ー運営委員会	3	3 / 14		×	3 / 3	3 / 3			1
17	福祉総務課	社会福祉審議会	1	4 / 30			4 / 21	4 / 22	6	9 / 24	4
		社会福祉審議会	2	11 / 26			11 / 22	11 / 18	1		2
		社会福祉審議会	3	12 / 22			12 / 9	12 / 16	2		1
		社会福祉審議会	4	2 / 23		×	2 / 15	2 / 3			4
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	2	5 / 31		×	5 / 19	5 / 20	7	10 / 1	z
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	3	8 / 3		×	7 / 22	7 / 22	10	12 / 8	2
		社会福祉審議会(障害者福 祉)	4	10 / 7		×	10 / 5	9 / 30	12		2
		社会福祉審議会(地域福 祉)	2	6 / 2		×	5 / 19	6 / 1	8	10 / 1	2
		社会福祉審議会(地域福 祉)	3	7 / 30		×	7 / 22	7 / 22	9	12 / 8	1
		社会福祉審議会(地域福 祉)	4	10 / 6		×	10 / 5	9 / 30	12		1
		社会福祉審議会(児童福 祉)	2	6 / 4		×	5 / 19	6 / 1	8	10 / 1	2
		社会福祉審議会(児童福 祉)	3	8 / 4		×	7 / 22	7 / 22	10	12 / 8	4
		社会福祉審議会(児童福 祉)	4	10 / 13		×	10 / 5	9 / 30	12		0
		社会福祉審議会(児童福 祉)	5	11 / 17		×	11 / 15	調整課手違い で掲載できず	1		2
18	こども発達支援セン ター	地域療育推進協議会	1	1 / 20		×	1 / 12	1 / 13	3	2 / 1	0
19	福祉生活課	在宅介護支援センター運営 委員会	1	10 / 20		×	10 / 19	10 / 14	12	2 / 4	0
20	介護保険課	石狩地区介護認定審査会	69	毎週	×		毎回	-	毎月	毎回	-
21	介護保険課	介護保険事業計画等作成 委員会	1	12 / 17			12 / 10	12 / 9	2	12 / 28	2
22	健康づくり課	予防接種健康被害調査委 員会									
23	建築課	中高層建築物紛争調整委 員会									

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ボード	広 報	会議録	傍 聴
24	都市計画課	都市計画審議会	1	4/30		×	4/23	4/22	6	5/24	0
		都市計画審議会	2	7/20		×	7/1	7/8	9	8/4	3
		都市計画審議会	3	9/3			8/20	8/5	11	9/29	10
		都市計画審議会	4	2/14			1/31	1/27		3/8	2
25	土地・河川担 当	プロポーザル選定委員会	1	10/1	×		9/22	-	12	2/8	-
		プロポーザル選定委員会	2	10/18	×	×	9/22	-	12	2/8	-
26	商工労働観 光課	地場企業等活性化審議会	1	8/26		×	8/4	8/5	10	2/9	0
27	商工労働観 光課	融資制度損失補償審査委 員会	1	8/9	×		7/29	-	10	12/2	-
28	業務課	水道事業運営委員会	2	7/26		×	7/13	7/8	9	8/20	3
		水道事業運営委員会	3	9/28		×	9/8	9/9	11	10/12	2
		水道事業運営委員会	4	11/18			11/4	11/4	1	12/2	2
29	下水道管理 課	下水道事業運営委員会	3	6/30		×	5/22	6/17	8	7/15	0
		下水道事業運営委員会	4	7/22			7/14	7/15	9	8/3	2
		下水道事業運営委員会	5	8/18		×	8/9	8/5	10	8/30	1
		下水道事業運営委員会	6	9/29		×	9/3	9/2	11	10/5	1
		下水道事業運営委員会	7	10/13		×	10/7	10/7	12	10/18	0
30	管理課	石狩市立小学校及び中 学校通学区審議会									
31	学校教育課	奨学審議委員会	1	5/24	×		5/18	-	7	2/10	-
32	学校教育課	学校結核対策委員会	1	3/15	×	×	2/14	3/3	5		-
33	給食センター	学校給食センター運営委員 会(専門部会)	1	4/2		×	3/22	3/25	6	4/14	1
		学校給食センター運営委員 会(専門部会)	2	5/11		×	4/9	4/15	7	6/1	2
		学校給食センター運営委員 会(専門部会)	3	5/25		×	5/12	5/14	7	6/8	4
		学校給食センター運営委員 会(専門部会)	4	2/21		×	2/9	2/10	4	3/7	1
		学校給食センター運営委員 会(専門部会)	5	3/14		×	3/3	3/10			0
		学校給食センター運営委員 会	1	9/21		×	9/14	9/9	11	10/12	1
		学校給食センター運営委員 会	2	3/24		×	3/7	3/17			

	事務局 担当課	審議会等の名称	回	開催日	公 開	諮 問	HP	あい ・ ポ ー ド	広 報	会議録	傍 聴
34	社会教育課	教育委員会芸術文化スポ ーツ表彰選考委員会	1	12 / 20	×		12 / 1	-	2	12 / 29	-
35	スポーツ・青 少年課	青少年問題協議会	1	7 / 26			7 / 12	7 / 15	9	8 / 27	0
36	社会教育課	社会教育委員の会議	1	6 / 11		×	5 / 31	6 / 1	8	8 / 19	1
		社会教育委員の会議	2	11 / 9			11 / 8	11 / 4	1	12 / 6	0
37	社会教育課	生涯学習推進協議会									
38	社会教育課	生涯学習研究委員会									
39	公民館	公民館運営審議会	1	6 / 28		×	6 / 8	6 / 10	8	7 / 20	0
40	文化財課	文化財保護審議会	1	9 / 8			8 / 26	8 / 26	11	1 / 6	0
		文化財保護審議会	2	10 / 12			10 / 8	10 / 7	12	1 / 6	0
		文化財保護審議会	3	11 / 17		×	11 / 12	11 / 12	1	1 / 11	0
41	市民図書館	市民図書館協議会	1	6 / 22		×	6 / 1	6 / 1	8	7 / 22	2
		市民図書館協議会	2	2 / 2		×	1 / 24	1 / 20		3 / 11	3
42	海洋センター	B & G海洋センター運営委 員会	1	5 / 27		×	5 / 18	5 / 20	7	6 / 2	0
		B & G海洋センター運営委 員会	2	3 / 4		×	2 / 23	2 / 24			0
43	地域教育推 進室	教育プラン後期基本計画策 定委員会	1	6 / 7			6 / 3	6 / 3	8	7 / 7	3
		教育プラン後期基本計画策 定委員会	2	7 / 13		×	7 / 7	7 / 8	9	11 / 26	2
		教育プラン後期基本計画策 定委員会	3	9 / 21		×	9 / 10	9 / 9	11	11 / 26	1
		教育プラン後期基本計画策 定委員会	4	10 / 28		×	10 / 29	10 / 21	12	1 / 6	1
		教育プラン後期基本計画策 定委員会	5	11 / 30			11 / 25	11 / 25	1	1 / 6	1
		教育プラン後期基本計画策 定委員会	6	2 / 28		×	2 / 17	2 / 17			1
44	農業委員会	標準小作料設定協議会	1	3 / 16			2 / 23	3 / 3			0

		3	281		82	32	2	1			96
--	--	---	-----	--	----	----	---	---	--	--	----

( 網掛け箇所は、公開会議の予定公表をしなかったケースなど。 )

## 資料5 パブリックコメント手続の実施状況 (H17.1.6 まで)

(1)「石狩市地域情報化計画」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 総務部地域情報推進担当

**実施期間** 平成16年5月1日から平成16年5月31日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見等の件数0件

(2)「財政構造改革における取り組み事項の検討」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 企画財政部財政構造改革担当

**実施期間** 平成16年6月1日から平成16年6月30日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見等の件数0件

(3)「石狩市保養センター条例施行規則の一部改正」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 経済部商工労働観光課商業労政担当

**実施期間** 平成16年7月26日から平成16年8月25日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見件数0件

(4)「新たな補助金システムの検討」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 企画財政部財政構造改革担当

**実施期間** 平成16年8月1日から平成16年8月31日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見等の件数0件

(5)「上水道広域化施設整備事業の再評価」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 水道部工務課

**実施期間** 平成16年10月1日から平成16年11月1日まで

**意見提出状況** 意見提出者1人、意見等の件数2件

**意見検討経過** 担当が作成した意見の処理原案及び再評価原案をもとに、11月18日の石狩市水道事業運営委員会への説明・審議を経て、事業者による原案が妥当であるとの答申を受けた。なお、この再評価の最終方針については、市関係部局の合議を受けた上で最終決定させ、平成17年1月に厚生労働省へ報告する。

**意見検討結果とその理由** 下表のとおり。

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課等 協議経過
原案：第4章「水需要への影響要因の動向」に関すること	将来の行政区域内人口の推定は「急進はしないけれど伸び続ける」ということであるが、説得力に欠ける。他道圏の市町村の水道計画から見ても過大であり、人口推計の見直しをすべきである。	(採用せず) 市民のライフラインでもある水道政策は、生活の安心と経済活動の活性化を確保すること、そして将来世代に責任が持て、自立したまちづくりの実現を図る恒久水源の確保などを堅持させる基本姿勢をもって計画立案しなければならないという、長期的視点を有する都市政策的な計画であると認識しております。このような基本認識のもと、行政区域内人口の推計作業では、本市におけるまちづくり計画をも十分踏まえ、過去の人口データ実績のみを考えた時系列傾向分析ではなく、地域特性を十分勘案できる要因別分析をもって、定量的かつ論理的に推計したところであります。 なお、今回の行政区域内人口の推計(将来給水人口77,500人には、行政区域外である厚田村の一部地区の人口500人を含んでいる)においては、本市におけるまちづくり計画でもある「都市マスタープラン」の目標人口を上限值として設定し、目標最終年度を平成47年度と設定した上で現在計画を見直し、下方修正したところであります。	

<p>原案:第4章「代替案立案等の可能性」に関すること</p>	<p>今回の代替案立案等については、過去に提案されたことはなく、そのこと自体は評価に値すると判断する。</p> <p>しかし、代替案の内容そのものは石狩市が一方的に調査したものであり、石狩西部広域水道企業団の構成自治体が一丸となって行っていない。この代替案検証については、全体で議論すべきである。</p>	<p>(採用せず)</p> <p>今回の事業再評価は、平成9年度に第7期拡張事業として国の認可を受け取り進めてきている、本市の上水道広域化施設整備事業を対象としたものであります。よって、本再評価における代替案の検証は、現在計画である石狩西部広域水道企業団からの用水供給に代わり得る水源として、本市周辺の地勢を鑑み、客観的に選定した代替案によって各々検討を進めてきたところであります。</p> <p>なお、本市と時を同じくして事業再評価を行っている石狩西部広域水道企業団では、本市を含めた同企業団の構成団体が一丸となって、各種視点からその代替案の検証を行っているところであります。</p>	
---------------------------------	--	---	--

(6)「仮称石狩市観光センター条例(案)」についてのパブリックコメント手続の状況

**担当** 経済部商工労働観光課

**実施期間** 平成16年10月1日から平成16年11月1日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見等の件数0件

(7)「就学援助制度見直し」についてのパブリックコメント手続の状況

**担当** 教育委員会学校教育課学校教育担当

**実施期間** 平成16年11月25日から平成16年12月24日まで

**意見提出状況** 意見提出者6人、意見等の件数9件

**意見検討経過** 「就学援助制度見直し」については、検討した結果、市の原案どおり平成17年4月から実施することとします。

**意見検討結果とその理由** 下表のとおり。

1 市の原案に対する意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課等協議経過
<p>経済的な理由により準要保護者に認定する場合の基準を次のとおり見直します。</p> <p><b>改正前</b> 世帯の前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下</p> <p><b>改正後</b> 世帯の前年収入が生活保護基準額の1.4倍以下</p>	<p>認定基準は他市並みの水準にすべき。</p> <p>認定基準は所得だけで判断するのではなく、生活水準(子どもに携帯電話を所持させている、自家用車・持ち家等を所有している場合は対象外とするなど)も取り入れてはどうか。(同様な意見ほか1件)</p> <p>現在、就学援助を受けていますが、基準が厳しくなり、認定されなくなると困るので、見直しには反対です。(同様な意見ほか1件)</p>	<p>(採用)</p> <p>原案での見直しを行なうと、石狩管内他市と概ね均衡が図られると考えています。</p> <p>(採用せず)</p> <p>生活水準での判定は、すべての申請家庭の生活実態により判断することとなりますが、その基準など判断が大変難しいものとなり、これを包括的判断基準として収入とするものです。</p> <p>携帯電話の所有については、市として正確な把握手段がありません。自家用車は通勤等での必要性から、ほとんどのご家庭で所有し、やむを得ない面があると考えます。持ち家は、福祉では厳しく審査されておりますが、本市では持ち家の率が高く、取得の形態も様々であり、このことをもって対象外にはしておりません。しかし、認定基準の積算においては、「借家」と「持ち家」では、「持ち家」が当然厳しくなっています。</p> <p>このようなことから、前年度の収入等で総合的に判断させていただくことが客観的にも適当と考えています。</p> <p>(採用せず)</p> <p>現在の当市の認定基準では、経済的に比較的余裕があると考えられる世帯も認定されることから、「生活保護世帯に準じる程度に困窮している児童生徒の保護者」という法の趣旨に沿うよう基準見直しを行なうもので、真に援助を必要としている人を除外するものではありませんので、ご理解願います。</p>	



2 その他の意見

原 案	意 見	検討結果・理由	関係課等 協議経過
その他関連事項 (1)母子世帯について (2)喫煙による認定の除外について (3)補助内容について	母子世帯に配慮し、もう少し慎重に検討してほしい。	(採用せず) 今回の見直しの対象は、「経済的な理由による」申請での認定基準見直しであり、児童扶養手当を受給されている母子世帯の方の認定は、これまでと同様です。	
	タバコを未成年者の子どもに吸わせている、または親が吸っている場合は認定の対象外としてほしい。	(採用せず) 喫煙と就学援助の認定は、別問題であり、喫煙をもって認定の対象外とすることは不相当と考えます。	
	保護者が働いている場合は、所得に関係なく補助内容すべてについて無料で与えるのは廃止したほうがよい。	(採用せず) 学校教育法第25条等により、市町村は経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を援助する責務があります。認定者に対する援助内容は、国の補助対象費目と同様に行っています。これは、関係法令等により、必要なすべての費目について給与すべきものとされているからで、他市町村でも同様の援助を行なっています。	
	認定者に対し一律に補助するのではなく、困窮の程度により、補助の内容も変えてはどうか。		
認定者に対する補助で給食費の援助は必要と考えるが、学用品、体育用具実技費、医療費などは過大な援助ではないか。			

3 質問

見直しにより削減した予算の使い道は何でしょうか。	(回答) 市の財政は、景気による税収の落込みなどにより、ここ数年は収支バランスを欠き、不足分を貯金で穴埋めしている状況となっています。さらに国からの補助金や地方交付税の削減も相まって、このままでは財政破綻の危機に直面するため、平成14年度から市の各種制度の見直しを行なっています。この度の就学援助の見直しもその一つであり、認定基準を他の都市並みに見直そうとするものです。ですから、この予算を削減して他に使いたいという意図で見直しを行なっているわけではないことをご理解願います。	企画財政 担当
--------------------------	---	------------

(8)「平成16年度事業評価(試行)の作業中間報告」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 企画財政部参事(事業評価担当)

**実施期間** 平成16年11月25日から平成16年12月27日まで

**意見提出状況** 意見提出者2人、意見等の件数8件

**意見検討経過** 今回公表する評価シートの内容は、あくまでも評価作業の中間段階でのもので、最終的には大幅に変更となる場合もあります。市の最終的な評価は、今回提出いただいたご意見も参考にしながら、担当部段階(一部の事業は市長段階)で決定し、その結果を平成17年3月ごろに公表する予定です。ご意見の検討結果についても、最終結果と同時に公表します。

(9)「石狩市地球温暖化対策推進計画の策定」についてのパブリックコメント手続の状況

**担 当** 生活環境部環境課

**実施期間** 平成16年12月6日から平成17年1月6日まで

**意見提出状況** 意見提出者0人、意見等の件数0件

## 資料6 平成16年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況

質問議員	質問(抜粋;12月議会まで)	答弁(抜粋)
H16.6 第2 回定例会 一般質問  池端英昭 議員	花川北歩行者専用道路用途変更についてですが、(中略)住民の利便性の観点から見れば、場所によっては開通することによる利便性の向上も考えられるということです。 (中略)地域住民からも歩行者専用道路に対する用途変更の要望書も上がっていると聞きしていることから、周辺事情の変化も勘案し、その区間における住民の意向に沿った形でその用途を変更すべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。	【公共施設の廃止を対象とすべきか?】 (前略)この歩行者専用道路は、道路法により道路の管理や取り締まりのための警察官の立ち入り、緊急自動車が入る場合以外の立ち入りが制限されており、また、この歩行者専用道路の用途変更については、道路法第10条第1項の規定により議会の議決が必要となっております。 このたび、地域町内会より歩行者専用道路に関して、地域の利便性を高めるための活用についての要望をいただいておりますが、一部に反対の意見も寄せられていることから、まず、地域が十分な話し合いを行った中で合意形成が何よりも大切であると考えております。 今後、市としては地域の意見を聞きながら、庁内的な整合を図る中で検討してまいりたいと考えております。
H16.6 第2 回定例会 一般質問  堀 弘子 議員	石狩市には、まちづくりに積極的に参加する市民意識が広がっています。ごみ減らし隊などは、その代表に上げられるのではないのでしょうか。土曜日や日曜日のイベントにも手弁当で参加して、石狩のごみ減量に大きな役割を果たしています。そのほかにも、雪対策協議会や循環バス検討委員会などがあります。(中略)審議会の報酬のあり方を検討する時期に来ているのではないかと考え伺います。審議会の内容によっては、専門的な有識者も必要であり、一律に考えることはないと思いますが、報酬を費用弁償にすべきですが、お考えをお聞かせください。	【審議会委員報酬検討の方向性】 各種審議会につきましては、地方自治法第202条の3において、地方公共団体の執行機関の附属機関として位置づけられ、審議会委員の報酬につきましても、同法第203条により支給義務が定められているところであります。 本市の審議会等の委員報酬の額につきましては、それぞれ道内各市の状況などを参考に定められておりますが、その比較においても特に高額な水準とはなっておりません。 しかしながら、市民参加推進の観点から、昨年12月の市民参加制度調査審議会よりの提言なども踏まえ、各種審議会等の活性化を図るとともに、必要に応じて統廃合や選任区分を考慮した委員報酬のあり方など、さまざまな角度から十分検討してまいりたいと考えております。
H16.6 第2 回定例会 一般質問  小林瓊子 議員	重度心身障がい者医療関係についてです(中略)今、事業見直しに対し、抗議の声と行動が全道に広がっています。(中略) 今回の提案をする前に、市長は障がい者や患者など、関係団体からどのような形で意見を聞いたのか、その結果はどうであったのか、お伺いします。 (再質問) それから、重度心身障がい者のところでは、3団体から要望などはあったけれどもというお話でしたけれども、こういう問題については、ぜひとも行政側から、こちら側からきちっと患者さんとかそういう団体に対して意見を聞くということが基本でないかと思うのです。そういう意味では、実態も含めながら今後とも聞いていくと、そういうお気持ちがあるかどうか、伺っておきたいと思っております。	【給付的事業の変更について意見を聴く範囲】 重度心身障がい者医療費関係の中の意見聴取についてでございますが、本市におきましては、特に各種団体に対しての意見聴取は行っていないところでございますが、三つの団体から、1割負担の導入はしないしてほしい、負担の軽減を図ってほしいなどの要望や御意見をいただいたところでございます。 今後におきましても、受給者の皆様に御理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。 (再質問への答弁) さまざまな意見が、直接、私のところに、手紙も届いております。私自身も、安ければそれでいいのだという気持ちではない文面もたくさんありましたので、実際に障害を持っている方々にとっては重い負担になるのだらうなということには理解を示しながらも、やはり制度そのものが維持できないということを考えますときは、やはり一定のこういった導入についてもやむなしというふうに考えます。
H16.6 第2 回定例会 予算質疑	(重度心身障がい者医療費助成見直しについて)先日もお伺いしたところでございますけれども、この患者団体の方から、要望とか意見は3団体の方からあったということですが、こちらの行政サイドの	【給付的事業の変更について意見を聴く範囲】 実体的な把握につきましては、専門的な知識を有する委員並びに公募による委員で構成される石狩市社会福祉審議会に諮問し、専門的な見地から議論

<p>小林瓊子 議員</p>	<p>方からは、当該団体に対してお話を聴取をするということ、あるいは事態把握をするということがなかった(中略)。</p> <p>市民参加とかいろいろ言いながら、何か見直しをするときに当該団体や当該者の方からいち早く意見を聞いたり、実態調査や実態を把握する状況をつかむということが行政の仕事として、私はスタートラインといえますか、手始めの仕事ではないかというふうに思うわけですが、そこどころがいつも抜けている。</p> <p>(中略)</p> <p>それで、決まった後に説明会を開いて、こういうふうになりましたよという説明をすると、一方的なこちらからの押しつけの説明はするけれども、当該者、当該団体からお話を伺って実態調査や状況を把握するというのをどうもやっていない。そういうことに対して、私は大変いがかかなというふうに思うわけですが、その辺についてどのようにお考えになっているか。</p> <p>(再質問)</p> <p>今後も理解を得るようにお話をしていく、聞いていくというようなことでしたけれども、今までそういう手法できたので、今後として何かの見直しがあったとき、当該団体者とか当該者にそういう意見を、こちらから先に全部決めてしまってから説明会を開くというのではなくて、その前にお聞きをするという、そういう態度で臨むというふうに受け取ってよろしいかどうか。</p> <p>この決まった重度心身障がい者に対しては、今後とも聞いていくというふうには受け取りましたけれども、その辺のところははっきりしないので、いま一度伺っておきたいと思います。</p>	<p>がされ答申をいただいております。</p> <p>もとより、この委員会の中には、公募による一般市民を参加願っているということでありますので、これらを通して基本的には市民の意見が反映されるという仕組みになっております。</p> <p>しかし、一方で今御指摘がありましたように、3団体等から意見が寄せられているという実態もございますので、私どもとしては実施後におきましても、できるだけ理解を求めるように、各関係団体、市民の皆さんに機会を得て御理解を深めてまいりたいと思っております。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>私どもの市におきまして、いわゆる住民とのコンセンサスを図るための市民の声を生かす条例という手続がございます。これは、制度として極めてレベルの高い制度だというふうに認識をいたしております。</p> <p>その中におきまして、審議会における公募委員の役割というものは、ある種の市民の意見を代表するという認識のもとにこの制度が成り立っておりますので、全く聞いていないということでは決してなく、むしろ積極的にそのような制度活用を図って今までも聞いてきておりますし、今後もそのように取り進めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、関係する団体との関係については、必要に応じ、当然のこと、さまざまなコンセンサスを図っていくというのは努力をしていくべきことだと思っております。</p> <p>また、いろいろな発想が、いろいろな意見を聞いて出るのはないかということではありますが、全くそのとおりでございます。</p> <p>したがって、いろいろな意見を聞いた中で、今回、議決をいただきました制度ということで御提案をさせていただいたものであります。</p>
<p>H16.9 第3 回定例会 一般質問  青山祐幸 議員</p>	<p>花川通の延伸について伺います。</p> <p>私は最近になって、ことし4月から新港土地利用計画が変更になり、市道花川通と新港地域内の市道流通通は結節を検討すべき路線となったことを知りました。また、それに先立ち、都市マスタープランでも計画検討路線とされ、さらに総合交通体系基本計画でも位置づけされていたということを知りました。</p> <p>花川通は申し上げるまでもなく、石狩市の人口の大半が住む花川北・花川南の住宅地を横断する生活道路の幹線であります。一方の流通通は、工業団地内の、しかもトラックなどの大型車両が頻繁に行き交う流通のための産業幹線です。(中略)この2路線がつながった場合、工業団地から発生する大量の大型車両の交通量が、花川通に集中することは火を見るより明らかであります。</p> <p>工業団地の当初計画では、団地内を大型車両が通行する事態を避けるために、工業団地で発生する自動車交通は道央新道と新川通の2路線に分散し、団地内は通行させないというはずのものでした。(中略)工業団地から長い間要望されたことは承知しております。しかし、従来はさきに上げた理由から、この要望にはこたえられないと説明してきたはずですが、いつ方針が変わったのでしょうか。さきに上げた各計画に位置づけされたという理由で、今後、具体的に花川通の延伸に向けた準備が進むのでしよ</p>	<p>【生活環境に関する問題についての市民参加】</p> <p>この道路の延伸計画につきましては、石狩湾新港地域が成熟する中で、社会経済情勢や企業ニーズが大きく変化し、従来の固定的概念から離れた視点と規制緩和などを含めた、より弾力的・複合的な土地利用の展開が求められていると考えております。</p> <p>一方、市街地側におきましても、新港地域へ向かう通過交通量が年々増加しておりまして、御承知のように、その多くが花川南地区の団地内を横断する道路に集中しておりますので、総合的・具体的な交通計画の策定が必要になっております。</p> <p>このような中で、昨年末には札幌市とアクセスする重要幹線の追分通が、市街地の市道で唯一片側2車線を有する花川通と結ばれましたことから、延伸に対する必要性は高まっているものと考えております。</p> <p>これまで、市の総合交通体系基本計画や市民が参加しワークショップでつくり上げた都市マスタープランにおいても、整備検討路線として位置づけられているほか、本年4月、北海道が改定した石狩湾新港土地利用計画の中においても、検討路線として明記されております。</p> <p>もとより、都市計画決定などの法手続、事業の進め方につきましては、市民意見の集約と市民コンセンサスを得ることは当然でございますので、御指摘</p>

	<p>うか。</p> <p>もちろん時代は変わっています。職住分離から職住近接、一度決めた計画や方針は未来永劫変更されるべきではない、こんなような硬直した姿勢で申し上げているわけではありませんが、しかし、この変更には一方に平穏な生活を脅かされる人たちがいるのです。花川の団地住民、特に花川通沿線に住む人たちは、これまで花川通は工業団地の大型車が通過することはありませんと説明されてきました。沿線に住む何人かに聞いてみましたが、だれもこの計画を知りませんでした。方向転換をするのであれば、計画に位置づける前に沿線の市民に説明し、納得をもらうという発想はなかったのでしょうか。</p> <p>(再質問)</p> <p>花川通の延伸については、最終的に都市計画決定という手続があるわけでごさいますけれども、従来、都市計画決定については、都市計画審議会で審議して広報等で周知し、告示もするのだらうと思いますが、(中略)単に形式的に都市計画決定をしたということではなくて、都市計画決定をするに当たって住民との話し合いを十分して、少なくとも決まってから反対運動が起きたり、むしろ旗が立ったりすることがないように、十分に留意して進められるよう指摘しておきます。</p>	<p>のことを十分踏まえながら検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>花川通の問題についてですが、実はマスタープランとか、それからさまざまな土地利用計画の中でこの位置づけについて議論をされて、一つの方向として、特に新港地域の企業の皆さん方から札幌へのアクセスの必要性、それからまた一方で、花川南の生活道路に関連する皆さん方からは、有効な道路の活用をもっと図れというような意見も出されている実態の中で今日まで取り組んでまいりました。</p> <p>しかし、その実現性というのは、まだまだこれから、二山三山たくさん山はあります。その中で、現実にこの問題が取り組まれるとなったときに、例えば今の土地利用計画のままで、花川北の方ですね、このままで道路を通すことが現実に可能なかどうかということも当然検証されることとなりますので、住民コンセンサスといいますが、あるいは土地利用のさまざまな用途の改編なども含めて、総合的にこの問題は議論される段階もありますし、私としてはそういう議論を踏まえた上で行いたいというふうに思っております。</p>
<p>H16.12 第4 回定例会 一般質問 堀 弘子 議員</p>	<p>2001年9月、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、いわゆる市民の声を活かす条例が制定され、同年の12月に石狩市市民参加制度調査審議会が設置されました。(中略)今後の市民参加制度の改善に向けて方向性を示すだけでなく、市の各機関に対して具体方策の検討と実行を求める内容の答申と提言が同年12月提出されています。私は、活発な議論が交わされた審議会を傍聴することができました。審議会の委員一人一人がこの市民参加制度に誇りを持って取り組んでいることが伝わってきました。</p> <p>市民の声を活かす条例が制定され、全国から視察や研修に訪れています。他自治体の先駆者として優位性を保ち続けるためには、実施運用の内実が伴って実行されているかを評価し、改善に結びつけることが必要です。</p> <p>昨年12月に提出された答申と提言をどのように受けとめ、改善に取り組まれたのか伺います。</p> <p>2点目は、公開制の会議に対する傍聴の効果的なPRと公募委員の審議会傍聴について伺います。(中略)傍聴数は市の行政活動に対する市民の関心度をあらわすバロメーターの一つでもあることから、傍聴者に対する利便提供に万全を期すとともに、効果的なPRについて検討すべきであると思っておりますが、このことはどう検討されたのか。</p> <p>また、例として、公募委員の募集をする際に、時期が合えば当該委員会の傍聴を積極的に呼びかけ、実際の傍聴者にはその感想や審議会の機能、役割についての認識を確認するといった試みも一考であると思っております。</p> <p>私は、多くの審議会を傍聴している中で、公募枠や団体枠委員の認識の確認は必要であると考え、今後このような機会を設けるべきと考えますが、お考えを伺います。</p>	<p>〔市民参加制度調査審議会の運営等について〕</p> <p>市民参加制度調査審議会から昨年提出されました答申及び提言は、14年度における市民参加手続の状況に関する評価といたしまして、総じて適正としながらも、利害関係者への情報提供のあり方を初めとして9点の指摘と並んで、一層の市民参加推進に向けて3点の提言がなされております。</p> <p>この答申、提言は本市の市民参加制度を今後健全に発展させ根づかせていく上で大切にすべきものと認識しておりますが、これまでは事務執行体制上の制約などもあり、例えばパブリックコメントにかける原案の作成に際して、担当所管に答申の趣旨を踏まえたアドバイスを行うなど個別の対応にとどまっていたのが実情であります。</p> <p>この答申、提言の中には非常に具体的、現実的なものからある程度の時間の経過の中で市民参加推進以外の行政上の観点も含めた慎重な検討が必要と思われるものなど、さまざまなレベルの意見が含まれておりますので、今後はそれらの内容を精査しながら、可能なものから全庁的な対応に向けての方策を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>また、御質問のありました公募委員の募集に当たって当該審議会の傍聴を呼びかけるというのは、傍聴者をふやすための効果的PR手法の一例として答申の中に触れられておりますが、本年度の状況を見ますと、委員の公募期間中に審議会が開催されるというケースそのものがほとんどないということがわかりましたので、効果的なPRのためには別途の対応が必要と認識しております。傍聴者に感想などを確認する具体的な方法ともあわせ、今後検討してまいりたいと存じます。</p> <p>(再質問への答弁)</p> <p>市民参加制度の審議会の提言後の対応ということになります。</p>

	<p>(再質問)</p> <p>石狩市市民参加制度調査審議会のところ。この審議会は、本当にずっと傍聴させていただいたのですけれど、多くの議論があってこの答申と提言に結びついてというふうに私は感じています。(中略)</p> <p>私は、この市民の声を活かす条例を進めていくために、定着させていくためにこの委員会はとても大事なというふうに思っていますので、先ほどいろいろ言われていましたが、今回12月17日に新たな2回目の委員会の一番最初の委員会が開かれるというふうに思っています。(中略)</p> <p>この12月の開催というところでは、私はこの審議会の答申を見たときに遅かったのではないかなというふうに感じていますので、その辺について伺っておきたいと思います。</p>	<p>これにつきましては、今月、次期といいますか、2回目の委員会がスタートするということになりました。御指摘のとおり市政執行方針で今年度の大きな重点目標の一つであると。そして当然これらの仕組みというのは進化することあっても退化をさせてはいけないという私の強い気持がある一方で、今日まで延びたことについては本当に、まことに申し分ないというふうに思っております。多少言いわけみたことにはなりますが、この間におきまして余りにも重なった、次から次と起きた事業の変化といいますか、その中であって多少この取り組みに適切な対処ができなかったということについては、本当に重ねておわびを申し上げたいと思います。思いは変わっておりません。この委員会のスタートすることによって、またさらに進化することを目指しながら努力をしてまいりたいと思っております。</p>
--	--	---

## 資料7 傍聴者からの意見・感想について

### 第2回市民参加制度調査審議会

#### 傍聴者1:

石狩市にとって、非常に重要な市民参加に関する審議会なので、十分な時間を設けることや、話し合いの回数についても年2～3回程度で良いのか疑問を感じる。十分な審議を重ねることを期待しています。パブリックコメントに対する行政の回答の工夫も必要なことやパブリックコメントがあることへの市民周知も、まだまだ必要と感じる。

#### 傍聴者2:

- ・パブリックコメントを実施しても意見が出されない事があるが、パブリックコメント用の素案等の資料は多く出ていると思います(私も良く持ち帰るので)。でも、全てに意見があるわけではありません。
- ・パブリックコメントの期間については、資料の内容によって期間が短いと感じる時があります(提出は、いつもギリギリです)。
- ・パブリックコメント実施中、中間時に新聞に意見提出ゼロと報道されるとパブリックコメント実施の周知になっている。
- ・市民の声を活かす条例を進化させて、市民参加条例になる事が必要だと感じます。